災害廃棄物広域処理等支援事業 1.911百万円(198百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

#### 1. 事業の必要性・概要

東日本大震災においては、地震と津波により膨大な量の災害廃棄物が発 生している。特に岩手、宮城、福島の3県の沿岸部においては、約1,800 万トンを超える災害廃棄物が発生しているものと推計されている。

多くの被災市町村では、甚大な被害を受け、災害廃棄物の処理が困難な だけではなく、人材や技術的知見が不足している。また、県内での処理を 最大限進めているものの、県内処理のみでは、岩手県・宮城県においては、 目標としている平成 25 年度末までに処理を終了させることが困難となって おり、広域処理が必要となっている。

さらに、広域処理の受入れ地域によっては広域処理に伴う風評被害に対 する懸念が強く、広域処理を円滑に進める上で、政府をあげての風評対策 に取り組むことを、関係閣僚会合において決定している。

以上を踏まえ、災害廃棄物の被災地での迅速な処理及び広域処理の円滑 な実施のため、関係自治体に対する支援や広報等を行う。

#### 2. 事業計画(業務内容)

- (1) 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、被災県に専門家(コンサルタント等) を派遣し、市町村の処理事業を支援するとともに、東北地方環境事務所の 職員と専門家が被災自治体を個別に訪問し、災害廃棄物処理に係る指導、 助言を直接行う。
- (2) 東北地方環境事務所内に、災害廃棄物の広域的な処理に係る助言・調整を行 う機能を設置する。
- (3) 広域処理に関する安全性に対する普及啓発、わかりやすい情報提供、効果的 なリスクコミュニケーションを総合的かつ戦略的に進める。
- (4) 災害廃棄物を受け入れる自治体住民の不安を解消するため、放射能測定や広 報等に係る支援等を行う。

#### 3. 施策の効果

広域処理と県内処理により、目標としている平成25年度末までの災害廃 棄物の処理が終了する。

支出先:民間団体等

#### 3県(岩手県、宮城県、福島県)の沿岸37市町村の処理状況(7月末現在)

	災害廃棄 物等推計 量(万t)	災害廃棄物			津波堆積物			
		推計量 (万t)	処理•処分		推計量	処理•処分		仮置場 設置数
			量(万t)	割合(%)	(万t)	量(万t)	割合(%)	
岩手県	525	395	74	19	130	0	0	79
宮城県	1,873	1,200	306	25	672	41	6	128
福島県	367	216	27	12	151	1	1	23
合計	2,765	1,811	407	22	954	42	4	230

被災地の復旧・復興のためには、災害廃棄物の迅速 な撤去・処理が大前提

#### 災害廃棄物の処理の工程表・目標

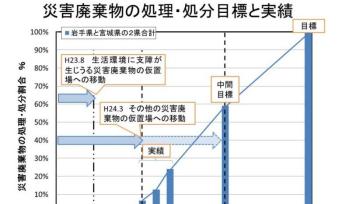
### ○処理・処分の目標

- •処理・処分の目標: 平成25年 度末に完了。
- ・岩手県及び宮城県の沿岸市町村を対象に中間目標(平成24年度末に約6割)を設定。

## 〇進捗管理

- •処理の進捗状況を毎月確認。
- •結果に応じて必要な施策を講じることにより、確実な目標達成を図る。

災害廃棄物の処理の推進に関する関係 閣僚会合(第4回)で承認



### 被災県・市町村に対する人的支援、技術支援

- I 3県に職員と技術者を常駐させ、県内支援チームを設置
- Ⅱ 被災市町村への巡回訪問等による技術支援
- Ⅲ 再生資材の活用に係るマッチング調整 等

被災地では、仮設焼却施設等を設けて処理を実施中。県内処理のさらなる拡大を実施しているが、県内のみではなお処理が間に合わない。

H24/3 /5 /7



広域処理

#### 広域処理の調整状況と今後の方針

**○広域処理必要量(7月末現在)**(単位:万t)

	可 燃 物	木 く ず	不燃混合物	漁 漁 網	合計
岩手県	17	12	5	8	42
宮城県	39	40	48	0	127
合計	56	52	53	8	169

※岩手県については10万t、宮城県については27 万tが既に調整済み(既に実施済み又は実施中の 広域処理(7月末現在、1都7県29件)による処理済 み量又は処理見込み量)

#### 〇広域処理の調整状況と今後の方針

	広域処理の調整方針	
岩手県	┃  ・可燃物・木<ず(約24万t): 受入を具体的に調整中 <sup>&gt;</sup>  ・不燃混合物: 当面県内の再生利用等を調整	
要調整量 約32万トン	・ 不然底合物: ヨ面県内の再生利用寺を調査・漁具・漁網(約8万t): 新たな受入先も含め要調整	
宮城県	・可燃物(約28万t): 受入を具体的(こ調整中**2	
要調整量 約100万トン	・木くず(約29万t): 再生利用に限定し近県で調整 ・不燃混合物(約43万t): 新たな受入先も含め要調整	

※1: 青森県、秋田県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、静岡県、富山県、石川県、福井県、三重県、大阪府との調整 ※2: 山形県、茨城県、栃木県、東京都、福岡県(北九州市)、受 入実績のある自治体との調整

### 広域処理の促進

- I 広域処理のマッチング調整、受入のための説明会へ職員や専門課の派遣
- Ⅱ 東北地方環境事務所内に、地方公共団体に対して災害廃棄物の広域的な処理に係る助言・調整を行う相談窓口を設置して対応

## 災害廃棄物広域処理等支援事業

- ○広域処理に関する安全性に対する普及啓発、わかりやすい情報提供、効果的なリスクコミュニケーションを総合的かつ戦略的に進める。
- ○災害廃棄物を受け入れる自治体住民の不安を解消するため、放射能測定や広報等に係る 支援等を行う。

# 広域処理の普及啓発、情報提供等

- ・わかりやすい情報提供ツール(HPやチラシ、パンフレット)の開発
- ・広域処理の必要性や安全性に関する説明資料等の作成、関連する情報や事例の 調査・分析
- ・被災地の状況や処理の進捗状況等の記録
- ・メディアを活用した広報の実施、報道への対応
- ・広域処理に関連する問い合わせ等に関する対応(コールセンター)
- ・被災地の視察受入れの支援等

# 災害廃棄物の受入れ自治体の支援

- ・受入れ自治体住民の安心の確保のための放射能濃度測定、簡易型 モニタリングポスト設置
- ・ 自治体が行う広報への支援
- ・関係各省庁及び自治体と連携した風評対策の実施 等





がれき処理データサイト

## 放射線モニタリング情報の全国発信

(周辺環境の常時測定と全国ネットでの公開)



受入自治体の状況に応じ、処理施設周辺環境等の空間線量を常時測定し、 その結果をリアルタイムで全国に発信